

# 新庁舎整備・現庁舎跡地活用特別委員会

## 庶務報告

### 政策経営部

- (1) DX推進の主な取組状況について (DX戦略課長)

### 総務部

- (1) 義務付け等請求控訴事件の判決について (総合庁舎推進担当課長)
- (2) 東棟工事費等のシミュレーションについて (総合庁舎推進担当課長)

### 地域振興部

- (1) 区民事務所における発券機の導入について (戸籍住民課長)

庶務報告 No. 1
政策経営部
令和8年3月19日

## DX推進の主な取組状況について

DX戦略課

### 1 全庁的な生成AIの活用

#### (1) 概要

令和6年度に稼働した「かつしかChat」は、区民サービス向上に向け、各課で作成している業務マニュアルや区役所業務に関する専門書籍の情報を学習させ、令和7年7月に「かつしかChat（窓口対応版）」として、新たに運用を開始した。

また、令和7年9月からは、キーボードではなく対話音声により問い合わせ内容を生成AIへ送信できる「行政特化型AIエージェントシステム」の検証を行い、令和8年度に本格稼働する。

#### (2) 今後の取組

##### ア かつしかChatについて

学習情報の拡大を図るため、区役所業務に関する専門書籍の出版社と、書籍情報を生成AIで利用できるよう引き続き調整を行う。

また、業務マニュアルを学習させた課以外の部署についても利用を促進するため、学習させる業務マニュアルなどについて調整を進める。

##### イ 行政特化型AIエージェントシステム

令和7年9月から10月に戸籍住民課、令和8年1月から2月に子育て応援課で実施した検証を経て、令和8年度から区民事務所及び子育て応援課で活用を開始する。

なお、区民事務所については、後述する「Microsoft Copilot（マイクロソフト コパイロット）」と組み合わせて使用し、区民から寄せられる様々な相談に、より正確かつ迅速に対応できるようにする。

## ウ 市販生成AIの活用

### (ア) Microsoft Copilotの導入

今年度に行った業務環境の整備で、Microsoft社のクラウドサービスであるMicrosoft 365を導入した。このクラウドサービスと親和性が高い生成AIであるCopilotを令和8年度に導入する。これにより、議事録作成や文書作成等を効率的に行うことができるようにする。

### (イ) 窓口来庁予測ツールの試行

過去の来庁者数や天気予報、暦、区の業務スケジュールなどから、生成AIを用いた来庁者数が予測できるツールを試行する。

令和8年度は窓口番号発券機の令和6年度来庁者数データから、今年度同月のデータを予測させ、実際の来庁者数と比較するといった内容の検証を実施する。

## 2 ペーパーレスの取組

### (1) 概要

今年度、端末やプリンタの入替など業務環境の整備を実施したことに伴い、オンライン上で資料の共有や会議開催ができるようになった。これにより紙をなるべく印刷しない働き方を進めていくとともに、庁舎内の有効活用や、令和12年度に予定している新庁舎への移転に向けて、現在保存している紙文書の電子化など、より積極的にペーパーレスの取組を進めていく。

### (2) 業務環境の見直しによるペーパーレス

入替後の端末は、通信の暗号化によるセキュリティ対策を実施することで、無線で業務環境への接続ができるようになっている。端末にはWeb会議やオンライン上で資料を共有することができるツールが導入されており、これらのツールを活用することにより、場所を選ばず、紙の資料を用意することなく会議を行うことができるようになることから、庁内での会議で積極的に利用し、ペーパーレス実現に向けた一助としていく。

また、プリンタにカードリーダーを取り付け、職員証をタッチすることで印刷できる仕組みを導入した。これにより、誰が、いつ、何を印刷したのかを把握で

きるようになる。この仕組みにより、無駄な印刷を抑止するとともに、印刷枚数が多い部署の印刷内容を分析し、印刷枚数を削減するための働きかけなどを行うことにより、紙使用量の抑制につなげていく。

### (3) 保存している紙文書の電子化について

令和6年度に行った各課の保有文書調査では、何らかの形で引き続き保管が必要な文書が全体の約7割を占めていたが、紙の状態でも保管する義務がない文書も含まれていることが判明した。そのため、保存している紙文書を電子化した後に、廃棄する紙文書を選別するための文書削減基準を策定した。この基準に基づき、令和8年度から保有文書の電子化及び紙文書の廃棄を本格的に進めていく。

## 3 より「届く」「伝わる」情報発信に向けた取組

### (1) 概要

区民に、より「届く」「伝わる」情報発信の実現のため、区公式ホームページやSNSの掲載情報や投稿内容の閲覧状況等を可視化し、改善に向けた分析が可能となる新たなデジタルツールを試行する。

### (2) 情報発信の改善・拡充に向けた新たなデジタルツールの試行

#### ア キーワード分析ツール

検索回数や関連性などの指標をもとに、様々な地方公共団体のホームページと本区のホームページを比較することにより、検索回数が多く関心の高いページの抽出やキーワードの活用方法について分析することができる。

令和8年度は、ツールを選定し、取得できるデータの種類や内容を確認するとともに、検索サイトで表示されやすいホームページの記載方法の検証や、ホームページの更新の仕方によるアクセス数の変化の違いについて確認を行う。

#### イ SNS利用分析ツール

SNS上の投稿データやキーワードをもとに、投稿がどれだけの利用者に届いたか、広がっているかなどを可視化し、利用者の興味・関心が高いデータや反応傾向などを分析することができる。

令和8年度は、ツールを選定し、閲覧が多い情報やより多くの人に伝わり、広がっていきやすい分野や内容を本ツールで確認するとともに、タイトルのつ

け方、絵文字、画像、動画の量や長さ、文章の長さや言葉遣いなどを変えて投稿するとどのような変化が起こるかなどを確認し、効果を検証する。

#### 4 標準準拠システムへの対応

##### (1) 概要

デジタル庁が定めた地方公共団体情報システムの標準化基本方針に基づき、原則、今年度末までに標準化対象事務を行うシステムを標準準拠システムに移行する。本区は標準準拠システムへの移行を16業務システム中10業務システムについて、今年度末までに完了させる。今年度末までに移行できないシステムは「特定移行支援システム」として、令和8年度以降も引き続き対応を行う。

##### (2) 取組状況

本区は本年1月に税務システム及び国民年金システム、2月に住民情報共通データベースシステム、国民健康保険システム、後期高齢者医療保険料徴収システム、介護保険システム及び戸籍総合システムの標準準拠システムへの移行が完了した。3月には学務システム、選挙人名簿管理システムの移行を完了させる予定である。

また、住民基本情報システムは標準準拠システムへの移行を終えたものの、本システムと密接に連携することで、コンビニエンスストアでの証明書発行を実現する証明書発行システムについて、富士通 J a p a n 社から令和12年1月9日でサポートを終了するという方針が示された。

このことから、住民基本情報システムはガバメントクラウドへの移行はせず、証明書発行システムと併せて、新たなシステムの調達に向けて検討を進めている。

##### (3) 課題

###### ア 特定移行支援システムへの対応

特定移行支援システムは、次頁の表の移行予定時期での標準準拠システムへの移行に向けて対応を進める。

なお、事業者及び移行予定時期を未定としている収納対策システムは、現在の構築事業者が、標準化対応をしないため、システムの入替検討を進めている。

【表】

システム名称	事業者	移行予定時期
収納対策システム	未定	未定
子育て支援総合システム	富士通 J a p a n	令和11年1月
生活保護システム	アイネス	令和8年10月
福祉総合システム	アイネス	令和8年10月
児童システム	アイネス	令和8年10月
保健所業務システム	日本コンピューター	令和9年3月

イ 移行後の運用経費について

ガバメントクラウドへの移行に伴う運用管理に要する経費、パッケージ費用の増加及び人件費の上昇により、標準化対応後の運用経費が増加し、標準化対応前と比較し、約2倍となっている。

このことは、本区に限らず多くの地方公共団体で生じているものである。

国も地方公共団体への調査を行い、令和8年度末までに標準準拠システムへ移行するシステムの運用経費は、移行前に比べ約1.8倍増加すると推計している。そのため、国は今年度の補正予算において地方公共団体情報システム運用最適化支援事業を創設した。この事業は、国の支援のもと、地方公共団体が「地方公共団体情報システム運用最適化計画」を策定するとともに、計画に基づき実施する運用最適化を図るため、運用経費を補助する地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金を交付することとしたものである。

本区においても、地方公共団体情報システム運用最適化計画を策定し、本補助の申請をする予定である。

【スケジュール】

- ・令和8年3月  
地方公共団体に対する補助金に係る説明会、補助金交付要綱の制定
- ・令和8年5月  
「地方公共団体情報システム運用最適化計画」の提出締切
- ・令和8年夏～秋頃  
提出された計画の確認、補助見込み額の通知

- ・令和9年1～2月  
補助金の交付申請の受付
- ・令和9年3月  
交付決定
- ・令和9年4月  
実績報告、補助金額確定、補助金交付

## 5 地方自治法改正に伴うサイバーセキュリティ対策について

### (1) 概要

令和6年6月26日に地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号。以下「一部改正法」という。）が公布され、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針（以下「方針」という。）を定め、これに基づき必要な措置を講じなければならないものとされた。

一部改正法の施行日は、令和8年4月1日とされており、同日までに方針を区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会（以下「対象機関」という。）において定める必要がある。

### (2) 対応方法

本区におけるサイバーセキュリティを確保するための具体的な方策は、すでに葛飾区情報セキュリティに関する規則（令和2年葛飾区規則第11号。以下「規則」という。）等において定めており、方針として定めるべき事項は規則において定められている。

そのため、規則を対象機関それぞれにおいて方針と定めることとする。

庶務報告 No. 1
総務部
令和8年3月19日

## 義務付け等請求控訴事件の判決について

総合庁舎推進担当課  
総合庁舎技術担当課

次のとおり、義務付け等請求控訴事件の判決があったため、報告するもの

### 1 第一審における控訴人の主張

葛飾区長の職にあった青木克徳がした次の各行為は、地方自治法第242条の2第1項第4号にいう「財産の処分」又は「財産の管理を怠る事実」に該当することから、被告はこれらの損害を回復するために青木克徳に対し損害賠償請求を行わなければならない。

- ①組合に対し権利変換計画について同意したこと。
- ②組合の総会において権利変換計画の議案につき賛成したこと。
- ③当該総会へ出席して反対しなかったこと。
- ④事業の権利変換に関する処分の日までに①の同意を撤回しなかったこと。
- ⑤事業の権利変換に関する処分の日までに②の賛成を撤回しなかったこと。

### 2 第一審の内容

- (1) 事件名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 義務付け等請求事件
- (2) 裁判所 東京地方裁判所
- (3) 原告  
別紙1原告目録のとおり
- (4) 被告  
葛飾区長
- (5) 請求の趣旨

ア 被告葛飾区長青木克徳は、青木克徳に対して、金7億1,610万2,775円及びこれに対する令和5年7月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求

せよ

イ 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決を求める。

(6) 第一審の判決の趣旨

ア 本件訴えのうち、1①から④までの部分を却下する。

イ 原告らのその余の請求を棄却する。

ウ 訴訟費用は原告らの負担とする。

(7) 第一審の判決の理由

ア 1①は、法令上の規定に基づいてされたものではなく、何らの法的効果も有しない事実上の行為に過ぎないから「財産の処分」には当たらず、そうである以上、1④が「財産の管理を怠る事実」に当たるということもできないことから、住民訴訟の対象とならないため不適法である。

イ 1②は「財産の管理」に当たり、1③は「財産の管理を怠る事実」に当たるが、本件監査請求は令和6年2月29日にされたものであり、1②については令和4年12月24日にあったものといえ、1③は同日に終わったものであるといえるため、1年の監査請求期間を徒過した後にされたものであることから、適法な監査請求の前置を欠くものである。

ウ 1⑤は「財産の管理を怠る事実」に当たるが、青木克徳は議決権を行使しておらず、原告らの主張は前提を欠くため理由がない。

3 控訴審における控訴人の主張

(1) 都市再開発法においては、総会の総会決議のみでは権利変換計画は確定しないし、権利変換計画が確定する権利変換期日までは、権利変換は生じず、施行区域内の土地建物の権利は消滅しないから、本件監査請求に係る監査請求期間の起算日は権利変換期日である令和5年6月30日である。

(2) 葛飾区の住民が、区長が権利変換計画案に意見書を提出したか否かは知るすべはなく、最終的にどのような権利変換計画が確定したかを知るのは、権利変換計画の公告がなされた令和5年6月19日又は実際に権利変換処分がなされた同月30日であるため、正当な理由があることから、監査請求期間である1年を徒過しても請求は認められるべきである。



象とする青木克徳がした1②及び1③の行為については、第一審判決のとおり（2(7)イ）であり、控訴人らの主張は採用できない。

イ 控訴人らのした監査請求は、権利変換計画そのものを対象とするものではないから、権利変換計画の確定時期は正当な理由を裏付ける事情となるものではない。そして、権利変換計画の縦覧については組合のホームページに掲載されており、これにより、それに先立つ組合の総会決議の存在を知ることができたと認められるから、地方自治法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるとは認められないため、控訴人らの主張は採用できない。

ウ 控訴人らは、第一審の第3回口頭弁論期日における発言から、監査請求期間の徒過について正当な理由があるか否かが争点となることを認識していたのであるから、釈明権の不行使が問題となる余地はないため、控訴人らの主張は採用できない。

エ 組合に対し権利変換計画について同意したことは、都市再開発法等の法令上の規定に基づくものではなく、何らの法的効果も有しない事実上のものにすぎないから、第一審判決のとおり（2(7)ア）であり、控訴人らの主張は採用できない。

オ 控訴人らの訴えのうち、1①から④までについては不適法であるから却下すべきであり、1⑤についてはその前提を欠くのであるから棄却すべきであることは明らかであって、その余の点については判断する必要はないため、控訴人らの主張は採用できない。

## 5 事件の経過

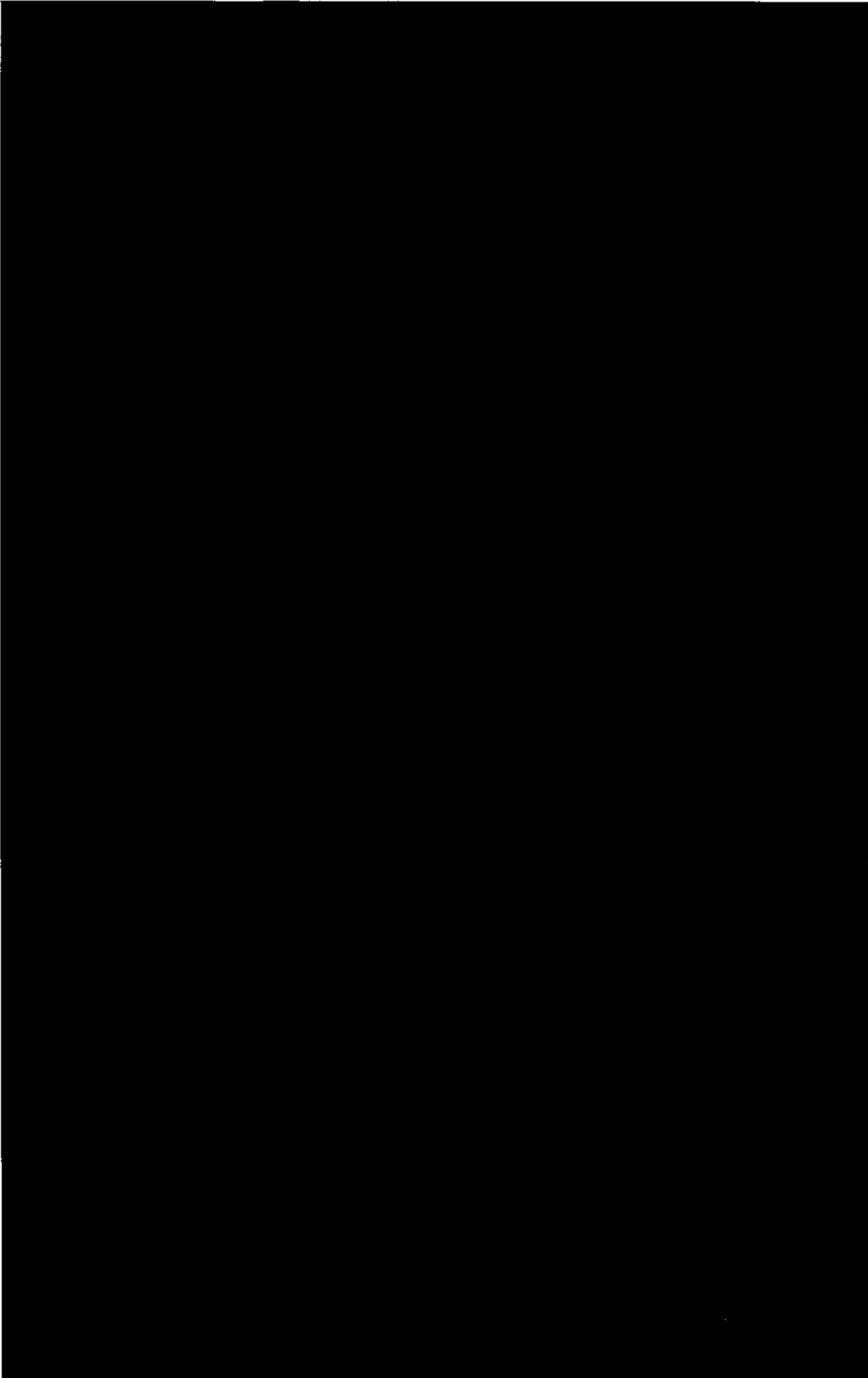
- (1) 令和6年4月11日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和6年5月24日）
- (2) 令和6年7月19日 第1回口頭弁論期日
- (3) 令和6年10月30日 第2回口頭弁論期日
- (4) 令和7年1月28日 第3回口頭弁論期日
- (5) 令和7年5月13日 第4回口頭弁論期日
- (6) 令和7年7月22日 第5回口頭弁論期日
- (7) 令和7年9月19日 判決言渡期日

- (8) 令和7年10月2日 控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同月30日）
- (9) 令和8年1月20日 控訴審口頭弁論期日
- (10) 令和8年2月19日 控訴審判決言渡期日

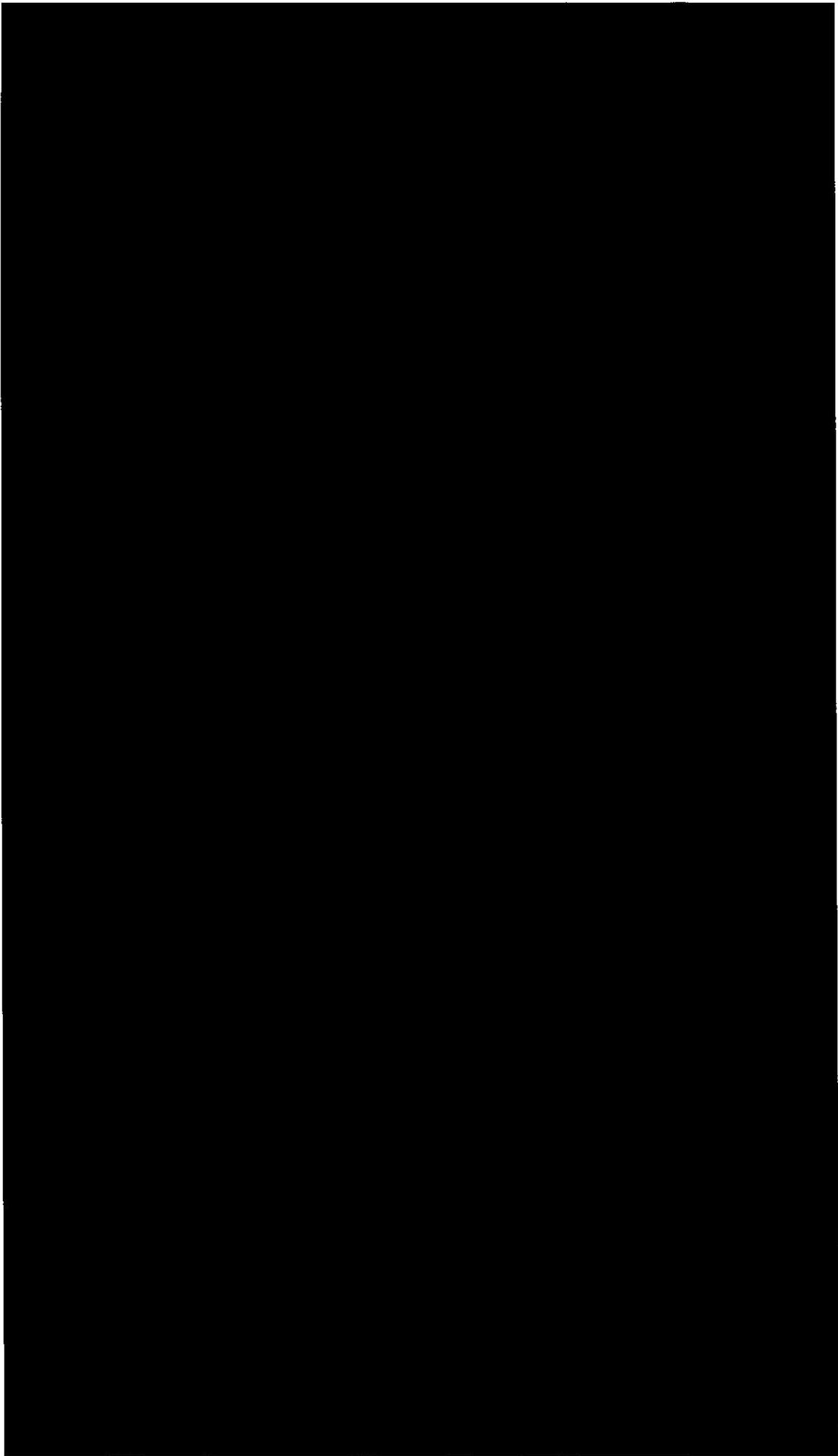
原告目録

原告番号

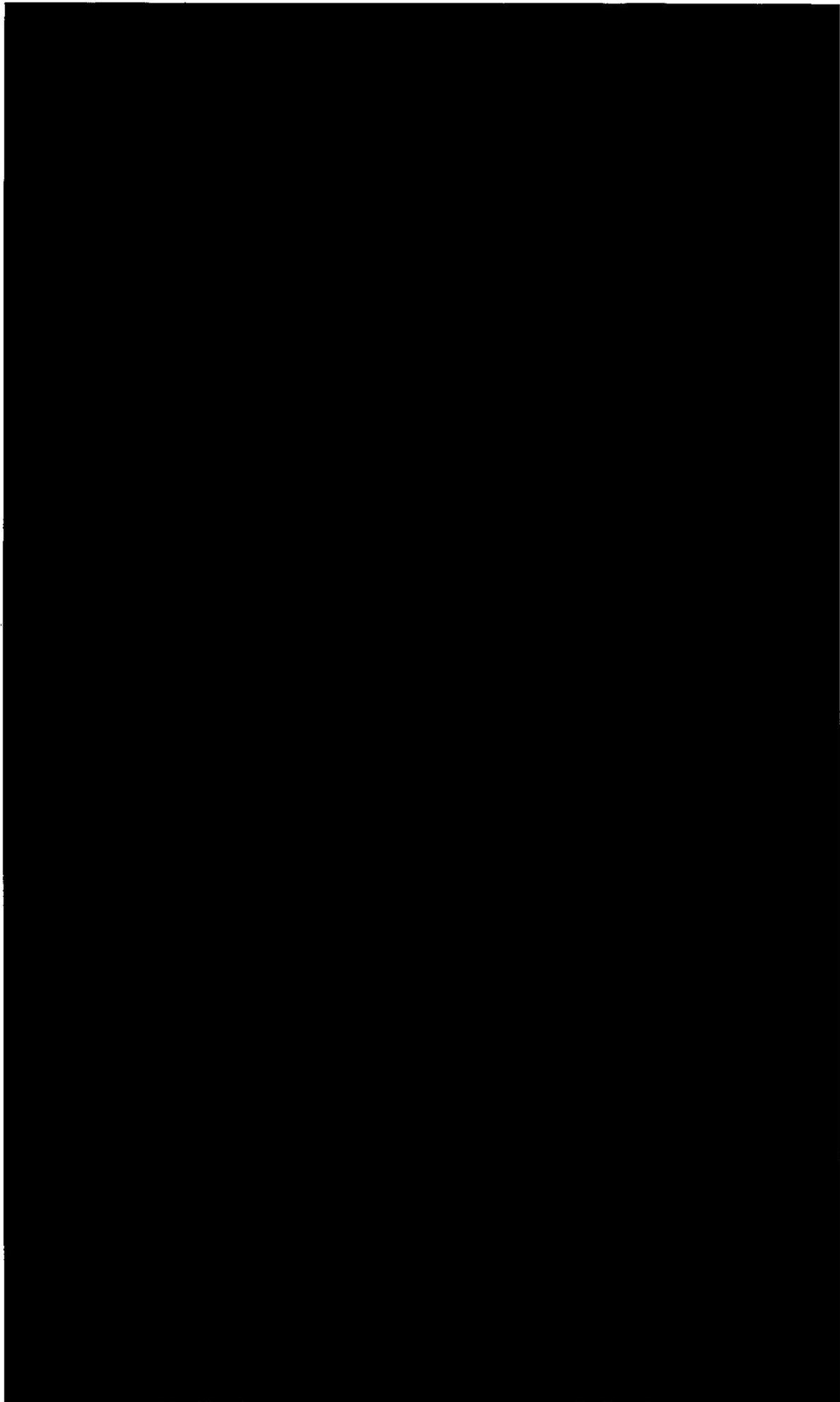
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38



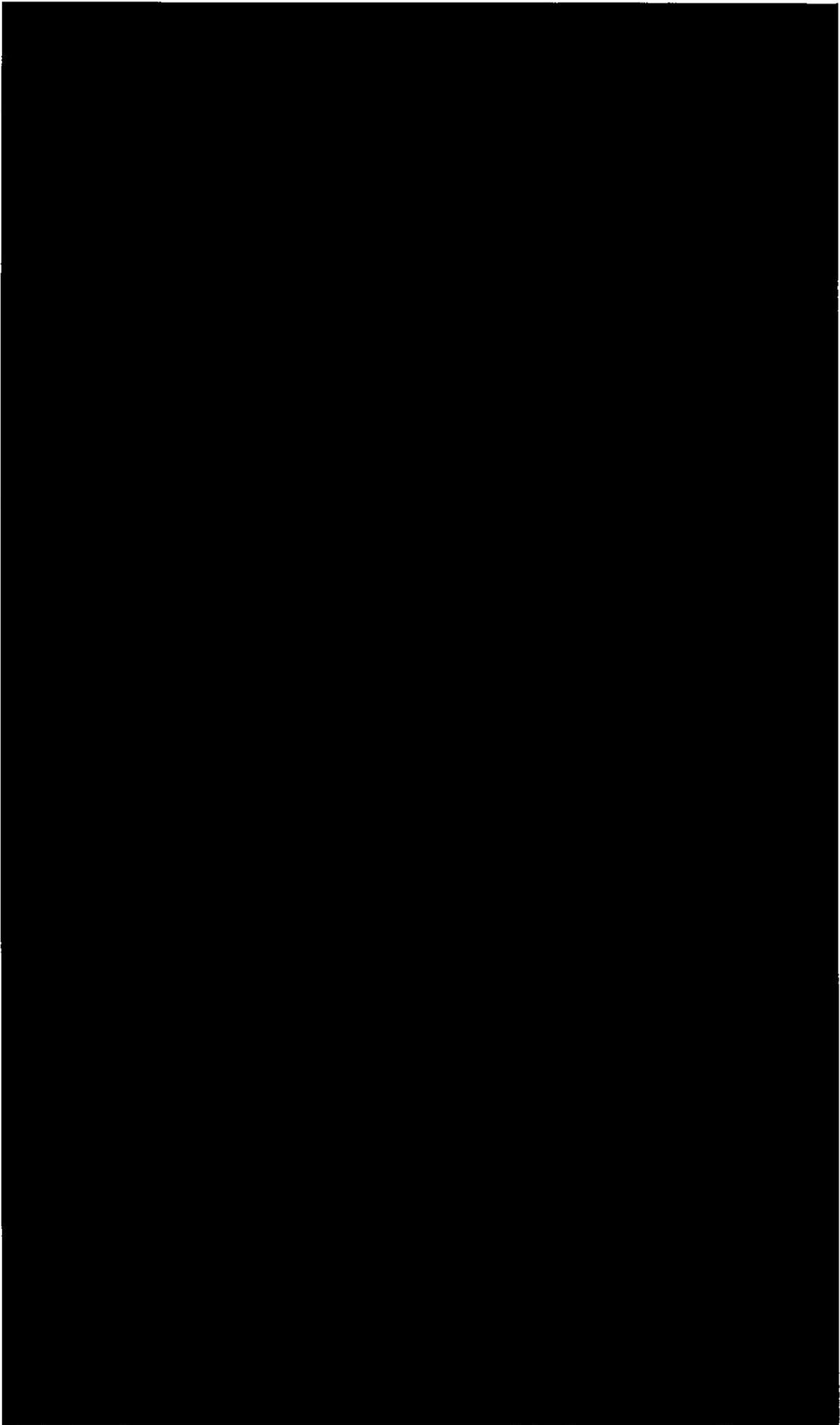
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79



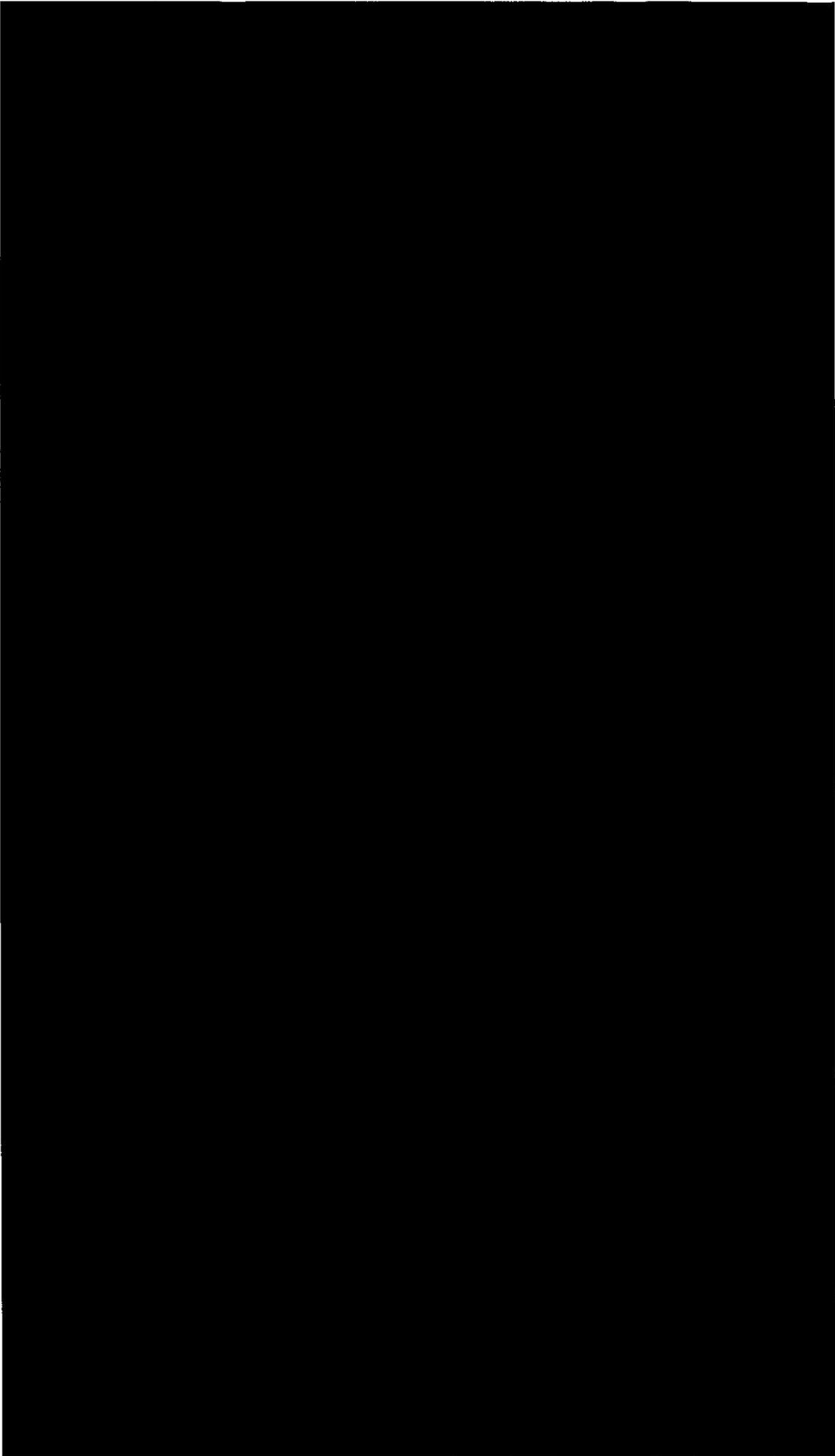
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100  
101  
102  
103  
104  
105  
106  
107  
108  
109  
110  
111  
112  
113  
114  
115  
116  
117  
118  
119  
120



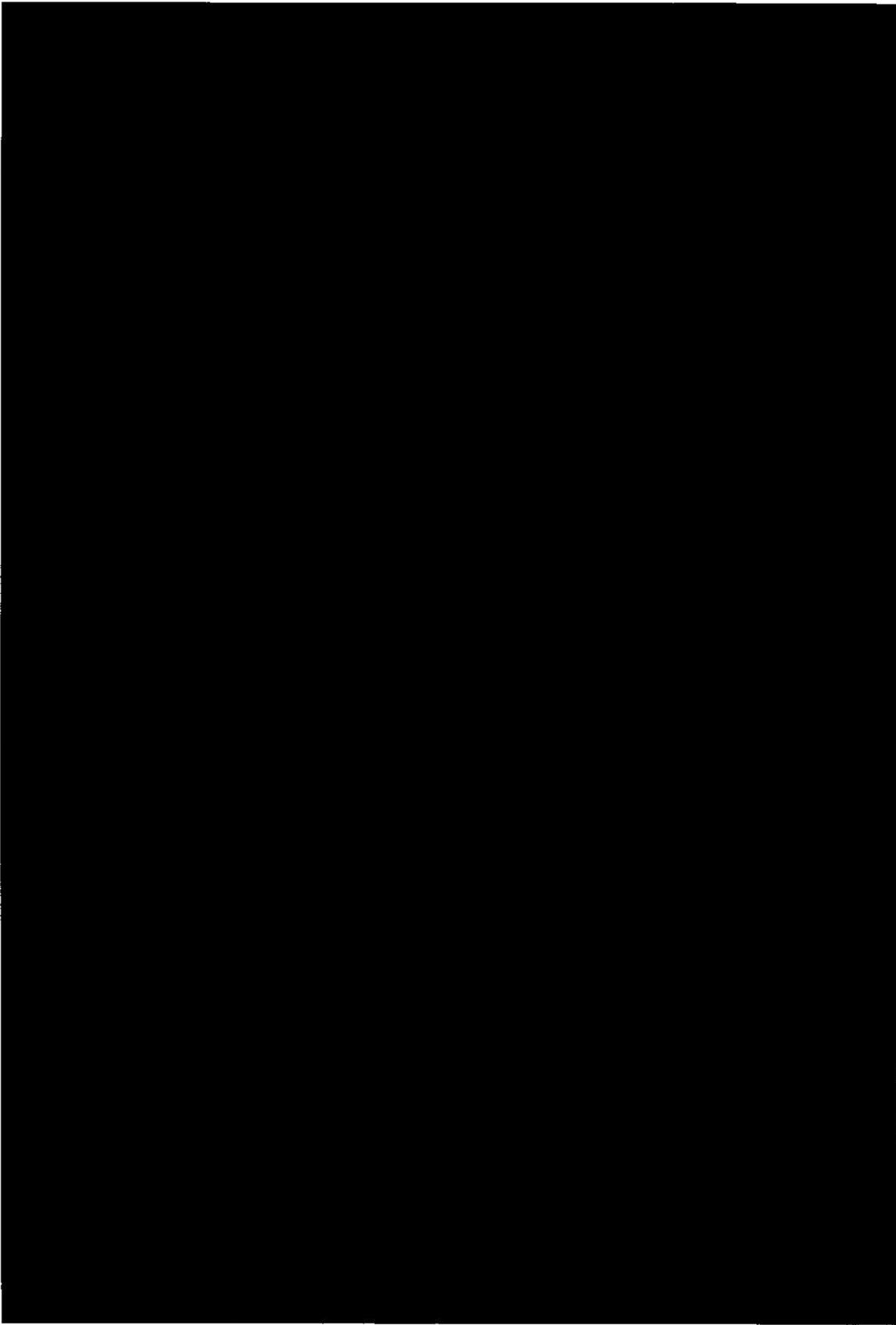
121  
122  
123  
124  
125  
126  
127  
128  
129  
130  
131  
132  
133  
134  
135  
136  
137  
138  
139  
140  
141  
142  
143  
144  
145  
146  
147  
148  
149  
150  
151  
152  
153  
154  
155  
156  
157  
158  
159  
160  
161



162  
163  
164  
165  
166  
167  
168  
169  
170  
171  
172  
173  
174  
175  
176  
177  
178  
179  
180  
181  
182  
183  
184  
185  
186  
187  
188  
189  
190  
191  
192  
193  
194  
195  
196  
197  
198  
199  
200  
201  
202



203  
204  
205  
206  
207  
208  
209  
210  
211  
212  
213  
214  
215  
216  
217  
218  
219  
220  
221  
222  
223  
224  
225  
226  
227  
228  
229  
230  
231  
232  
233  
234  
235  
236  
237



控 訴 人 目 録

[Redacted Table-Of-Contents]

庶務報告 No. 2
総務部
令和8年3月19日

## 東棟工事費等のシミュレーションについて

総合庁舎推進担当課

総合庁舎技術担当課

### 1 趣旨

立石駅北口地区に建設される東棟については、令和7年11月に建築工事に着手し、工事が進められている。

今般、建設物価指数の推移等を踏まえ、令和6年10月8日の葛飾区議会議員協議会でお示しした「東棟工事費等のシミュレーション」を更新したため、内容について報告するもの

### 2 東棟工事費等のシミュレーション

別紙のとおり

## 東棟工事費等のシミュレーション

### 1 前提条件

- ・工事費は、令和12年3月まで建設物価指数に比例して上昇。
- ・令和12年3月時点の工事費は、令和7～11年度の各年度ごとに、総額の1/5相当額を支出（建設物価指数上昇率を年5.2%とする。）。
- ・令和12年3月時点の区床取得負担金計の額は、令和12年3月時点の工事費の額に、令和7年10月時点の工事費に占める区床取得負担金計の割合を乗じた額とする。

### 2 参照データ

	R4.7	R7.10	R7.12	R12.3
建設物価指数 (東京・RC造・事務所・工事原価)	114.40	140.40	141.80 暫定値	175.88 ※推計値
上昇率	100.00%	122.73%	123.95%	153.74%

時期	建設物価指数			備考
	実数値	前回予測時点の数値	実数-予測	
平成27年	100.00	100.00	0.00	基準年
令和4年7月	114.40	114.40	0.00	
令和6年4月	129.30	129.30	0.00	
令和6年8月	132.20	132.10	0.10	
9月	133.70	132.81	0.89	
10月	133.50	133.52	-0.02	
11月	133.40	134.22	-0.82	
12月	134.90	134.93	-0.03	
令和7年1月	135.00	135.64	-0.64	
2月	135.10	136.35	-1.25	
3月	135.90	137.06	-1.16	
4月	136.00	137.76	-1.76	
5月	137.00	138.47	-1.47	
6月	138.50	139.18	-0.68	
7月	138.50	139.89	-1.39	
8月	138.80	140.60	-1.80	
9月	140.30	141.30	-1.00	
10月	140.40	142.01	-1.61	工事契約締結
11月	140.60	142.72	-2.12	
12月	141.80	143.43	-1.63	

※推計値 令和4年7月から令和7年12月までの建設物価指数の上昇率が令和12年3月まで継続すると仮定

### 3 令和7年10月時点（工事請負契約締結時点）の工事費等

工事費：471.42億円

区床取得負担金計：352.76億円

### 4 令和12年3月時点のシミュレーション（小数点3位以下四捨五入）

令和7年度支出想定額：471.42億円×1/5=94.28億円

令和8年度支出想定額：471.42億円×1/5×(100+5.2)%=99.19億円

令和9年度支出想定額：471.42億円×1/5×(100+5.2+5.2)%=104.09億円

令和10年度支出想定額：471.42億円×1/5×(100+5.2+5.2+5.2)%=108.99億円

令和11年度支出想定額：471.42億円×1/5×(100+5.2+5.2+5.2+5.2)%=113.90億円

工事費計：520.45億円

区床取得負担金計：520.45億円×74.83%（※令和7年10月時点の工事費に占める区床取得負担金計の割合）=389.45億円

（令和7年10月時点の工事費に占める区床取得負担金計の割合：352.76億円/471.42億円=74.83%）

庶務報告 No. 1
地域振興部
令和8年3月19日

## 区民事務所における発券機の導入について

戸籍住民課

### 1 概要

区民の利便性向上に向け、区ホームページから、比較的空いている区民事務所を事前に選択できるようマップ上にリアルタイムで待ち人数を表示できる発券機を導入する。また、発券された番号札に記載されている二次元コードを読み取り、メールアドレスを登録することで、順番が近づいたことをメールでお知らせする機能も有しており、待ち時間を有効活用とともに、窓口滞在時間の短縮が見込める。

### 2 導入場所

金町、亀有、高砂、堀切、水元の5区民事務所

戸籍住民課と新小岩区民事務所については、既存の発券機を継続使用する。

### 3 イメージ画像

別紙のとおり

### 4 今後の予定

区民事務所への設置が完了次第、運用を開始する。

